

令和5年度

いじめ防止等のための 基本的な方針

～ 許さない心 揺るがない決意 ～

学校・家庭・地域が一体となって、子供たちを見守ります！



<運動会>

伝統を大切に、正しい心をつなぎます。



加須市立三俣小学校

1 はじめに

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや悪口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

このことを踏まえ、いじめを未然に防止すること、早期解決すること、再発を防止し、本校児童が安全で安心な学校生活を送れるように、「いじめ防止基本方針」をここに策定する。

令和5年5月改訂

加須市立三俣小学校 生徒指導部

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法を受け、平成25年から次のように定義された。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈同法第2条〉

要約すると、次の①から④に該当することである。

- ①行為をした者（甲）も対象となった者（乙）も児童生徒であること
- ②甲と乙の間に一定の人間関係が存在すること
- ③甲が乙に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

つまり、心理的または物理的な影響を与える行為により、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じれば、法律上のいじめに該当する。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ委員会活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を意味している。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めをする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をする。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行

った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や、周辺の状況等を客観的に観察することも必要になる。

なお、いじめの認知・対応は特定の職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」、本校ではいじめ問題への組織対応図を活用して行う。

3 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

4 いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

<学校いじめ防止基本方針> 根拠法令 **いじめ防止対策推進法**

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

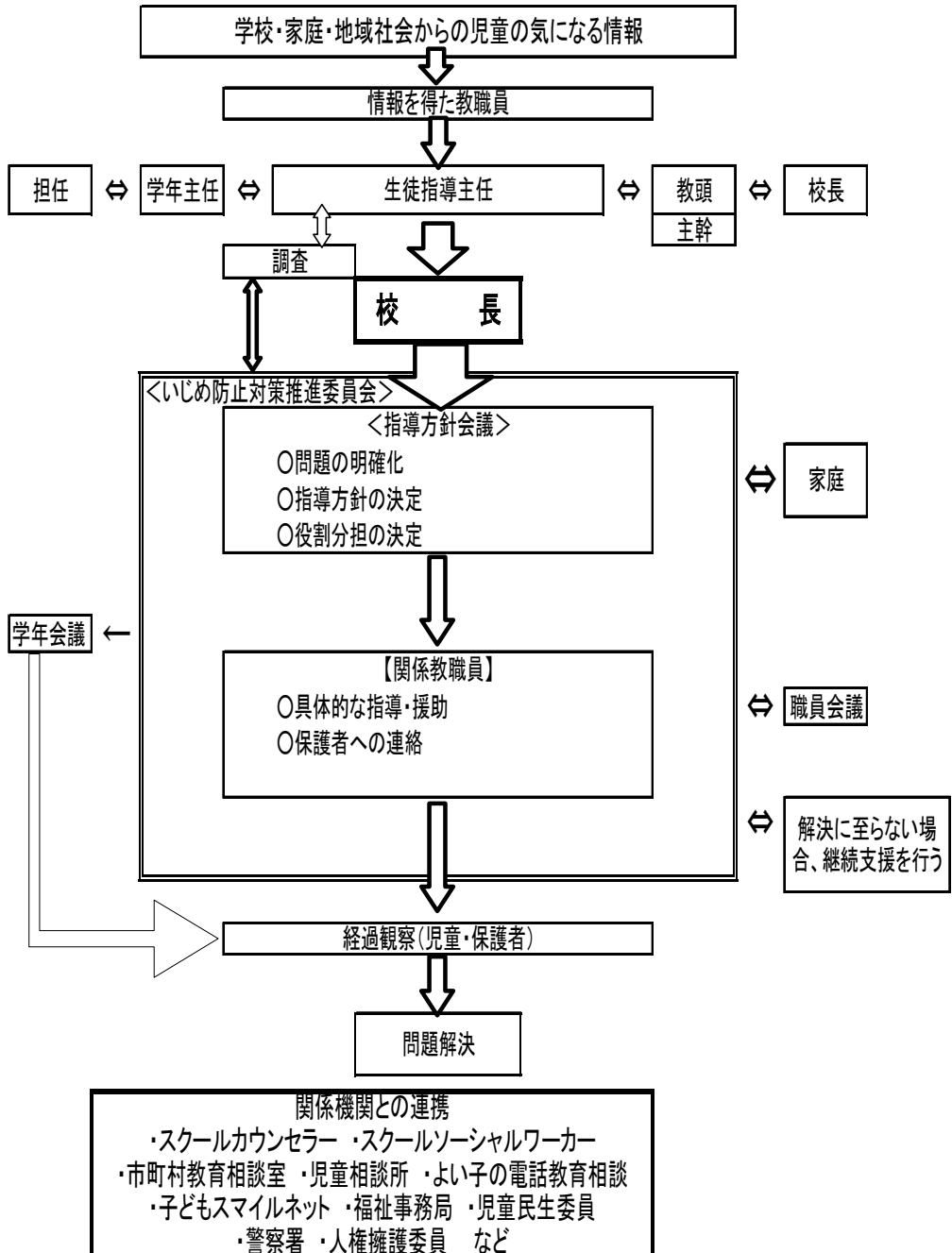
<学校におけるいじめの防止等の対策のための組織>

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(2) 組織を構成する担当の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制
- ⑤ 対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

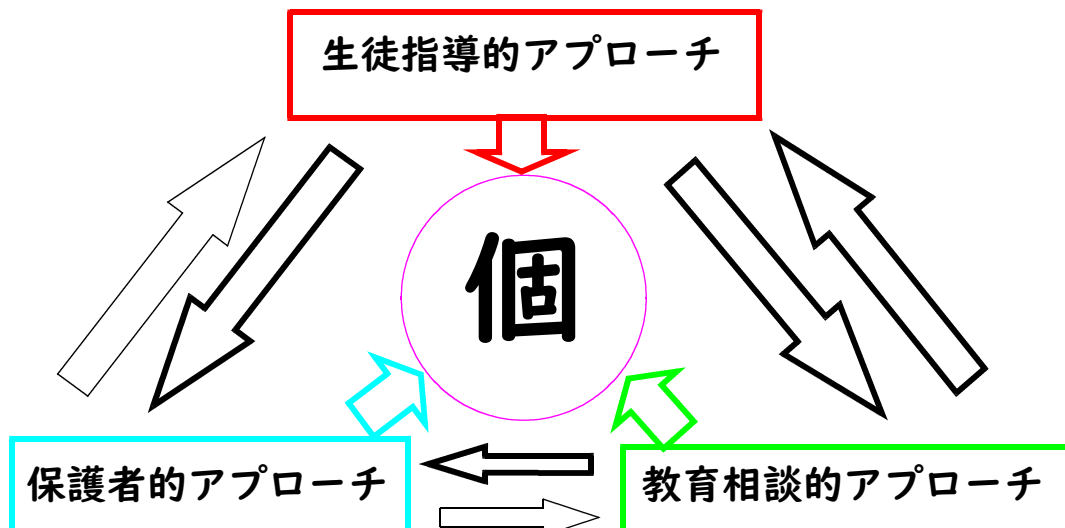
(3) いじめ問題への組織的対応図



(4) いじめに対する初期対応

対応の流れ	教職員の動き	留意点
<p>1 いじめの情報をキャッチ（認知）</p> <p>2 報告</p> <p>○憶測を入れずに事実（些細なことについても）</p> <p>即座に対応する！</p>	<p><担任> ← 教職員・保護者・地域情報</p> <p>↓</p> <p><担任> → 学年主任</p> <p>↓</p> <p><生徒指導主任></p> <p><管理職></p> <p>↓ 指示</p> <p><担任、学年主任></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな危機を見逃していないか、見て見ぬふりをしていないか ・訴えには、「全力であなたを守る」決意とメッセージを伝える
<p>3 事実関係の正確な把握と情報収集</p> <p>○該当児童からの事情聴取</p> <p>○他の児童や教職員などからの情報収集</p>	<p>いじめと認知、判断した場合</p> <p>↓</p> <p>関係教職員</p> <p>↓</p> <p>被害者 加害者</p> <p>↓ ↓</p> <p>情報の突き合わせ・報告</p> <p>関係教職員</p> <p>↓</p> <p>管理職 ⇄ 生徒指導主任</p> <p>↓ 指示</p> <p>担任・学年主任</p> <p>↓</p> <p>児童・保護者対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訴え、申し出に対しては、その日のうちに行動する ・「児童や保護者」の「大丈夫」を鵜呑みにしない ・面談に基本的なスタンスを利用する（傾聴、共感的理解、適応へのサポート）
<p>4 問題状況の総合的な把握・理解</p>	<p><生徒指導主任> 資料の作成</p> <p>関係教職員の招集</p>	<p>☆事実の経過に沿って、情報を共有する</p>
<p>5 いじめ対応チーム（いじめ防止等対策推進委員会）の構築</p> <p>○必要に応じて会議は複数回、継続的に開催する</p>	<p><いじめ対応チーム></p> <p>管理職 担任 学年主任</p> <p>生徒指導主任 養護教諭</p> <p>相談担当</p> <p><目的></p> <p>○アセスメント（見立て）による、指導・援助体制の共有と確立</p>	<p>◎いじめを確実に止める</p> <p>☆双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となって、毅然とした態度で対応する</p>
<p>6 事実の究明と支援・指導（サポートチームの構築と関係機関との連携）</p>	<p>被害者、加害者、周囲の児童への指導、保護者対応（誰が、誰に、何を、いつ行うかを明確にする）</p>	

(5) 個に対する組織アプローチ図



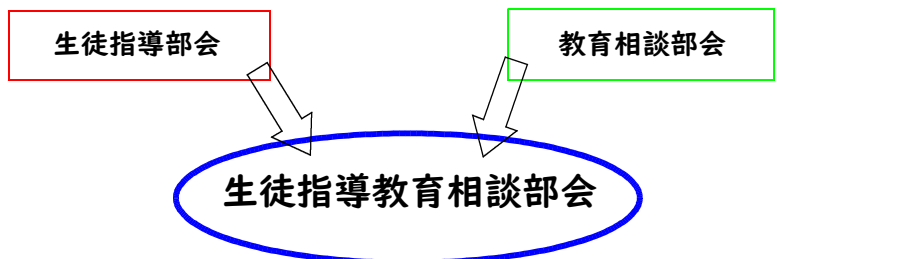
(6) 新たな組織対応

① <本校児童の実態>

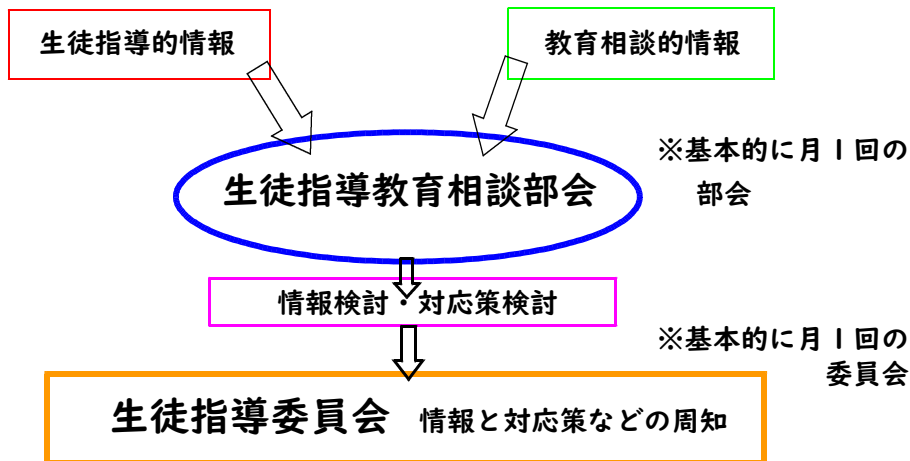
新旧の家庭が混在し、家庭環境も複雑化していることから、児童の生育環境も異なり多場面からの個に対するアプローチが求められる。

② <新たな組織対応>

現状から、よりスムーズに、よりの確に個へのアプローチができるように、下の部会を設置し、迅速な情報伝達と的確な指導体制を確立していく。



③ <生徒指導教育相談部会での情報検討の流れ> ※即時対応事案は招集検討



④ 生徒指導教育相談部会構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任を含む各学年担当
(養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談)

5 いじめ未然防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子供にもどの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

未然防止の基本は、児童が、さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払って行う。

(2) <いじめをなくすキーワード> 「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」

① 「居場所づくり」とは、

文字通り、学級や学年、学校を児童生徒の居場所になるようにしていくことである。様々な危険から子供を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じをもったりしないという安心感も重要である。そのためには、学級内の秩序、良好な人間関係づくり、授業規律の徹底、わかる授業への改善などの授業の見直しから始めていくことが必要だと考えられる。

また、小学校低学年のうちから、授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせておくことも大切であり、本校でも授業規律という観点からも継続して指導しているところである。さもないと、「わかる授業」を行っても集中力が途切れて「わからなくなる」こともありえる。忘れ物をさせない指導なども同じであり、単に「居心地よくしてあげる」ということではなく、「子供が困らないようにする」ための場所づくりと考える。

② 「絆づくり」とは、

教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、子供自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。子供同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」であるから、「絆づくり」を行うのはあくまでも子供（同士）ということになる。教師が直接に「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えることはできない。

ただ、そのための「場づくり」は必要である。全員の子供の「絆づくり」を促すためには、それなりの教師の働きかけが不可欠であり、組織的計画的な働きかけが求められる。一言で言うなら、すべての児童が活躍できる場を準備することが大切といえる。

こうした視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことができれば、いたずらにトラブルが起きることも、それがいじめへとエスカレートすることも減少することが期待できる。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもった子供なら、いたずらにいじめの加害に向かうことはないはずだからである。

すなわち、
・規律（きりつ） ・学力（がくりょく） ・自己有用感（ゆうようかん）
が大切ないじめをなくすキーワードといえる。（参考：国立教育政策研究所）

（3）いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。本校では、年4回の定期的なアンケート調査や「さわやか相談日」という教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることを実践している。

（4）いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むことが大切である。

このため、職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応が即時可能となるような体制整備を常に行っていかなければならない。

（5）ネットいじめへの対処※

スマートフォン等の普及によりインターネット使用の低年齢化が進んでいる。

ネットいじめの定義

携帯電話やスマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うこと

ネットいじめの特性

①匿名性②情報拡散の速さ③個人情報の流出④情報回収の困難さ

未然防止のために

ネットいじめの未然防止には、保護者と緊密に連携・協力し、双方の共通理解のもとに指導を行うことが重要である。

- （1）携帯電話やスマートフォン等の管理については、各家庭が責任を持つことをはじめ、フィルタリングだけでなく、児童を危険から守るためのルールづくりを行うよう啓発する。
- （2）インターネットの活用については、有害情報の取得や個人情報の流出等といったネット特有の危険が潜んでいるという認識をもたせる。
- （3）ネット上のいじめは、その特殊性に伴う危険により、児童の心に深刻な影響を与えることを認識させる。

（6）地域や家庭との連携について

社会全体で子供を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、リンクミーティングを活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必

要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切である。

(7) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

6 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

7 重大事態と捉える内容について

- (1) 児童生徒が自殺を企図した場合
 - (2) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (3) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (4) 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

8 第28条の解釈

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この日数にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手していくことが大切である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

9 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、事態発生について報告する。

10 調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

11 調査を行うための組織について

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされている。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、第22条に基づき学校に必ず設置する。

「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも視野に入れておく必要がある。

12 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調べていく。

この調査は、民事上・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

この調査においては、学校自身がたとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。また、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組んでいくことが大切である。

13 関係者の聴き取りについて

(1) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況

に合せた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

(2) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童や職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(3) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構想することを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考として対処する。

14 学校生活アンケート

本校で使用しているアンケートは「心のアンケート」という名前で実施している。質問内容については、生徒指導部と教育相談部で協議し、幅広く児童たちの実態を把握し、その中から注意すべき事項に焦点を当て対応していくためのものである。

また、受動的な部分だけでなく、自らの心情や行動についての項目もあり、自己の振り返りも目指している。

15 いじめ防止基本方針の見直しについて

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止等のための基本的な方針が、本校の実情に即して適切且つ円滑に機能しているかを、生徒指導部を中心に適宜点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルに基づいて改善を図る。

※令和5年度…P7 ネットいじめへの対処 追加